

長野県告示第669号

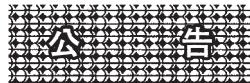
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
高橋医院	安曇野市穂高5622-1	平成23年12月15日

医療政策課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野サマライズ・センター

3 代表者の氏名

不破 泰

4 主たる事務所の所在地

塩尻市広丘吉田505番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、IT機器やIT関連技術を有効に活用することで、障害者・高齢者を中心とする地域に住む人々の自立をサポートし、社会参加の促進を目指し、また、それに関わる人材を育成し、地域社会の発展と、誰にでも優しい街づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

長野県告示第670号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院から、次のとおり変更した旨届がありました。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

名称		所在地
変更後	変更前	
社会医療法人財団慈泉会相澤病院	特定・特別医療法人慈泉会相澤病院	松本市本庄2丁目5番1号

医療政策課

長野県告示第671号

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年長野県告示第139号）の一部を次のように改正します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

第5第1項第2号中「の直前の事業年度又は営業年度における」を「前3月以内に作成された」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人にあっては、個人の市町村・県民税（住民税）の未納の額がないことについての証明書

森林政策課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県文書管理システム開発業務委託 一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成22年9月30日までとします。ただし、システムの基本的機能の開発は同年3月31日までに完了するものとし、同年4月1日から9月30日まではシステムの軽微な修正にとどめるものとします。

(4) 入札方法

ア 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。

イ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記

載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 入札公告日から落札決定日までの間において、長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課

電話 026 (235) 7167

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年12月22日（月） 午後2時
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

- ア 提出期限 平成21年1月28日（水） 午後5時
郵送により提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、1月28日（水）午後5時までの必着とします。

イ 提出場所 長野県総務部総務事務課

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成21年2月18日（水） 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(2)の要件を満たすことを証する書類その他入札説明書に定める書類を、提案書及び入札書の提出期限までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

別記「長野県文書管理システム開発業務委託落札者決定基準」によります。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Development of the document management system for Nagano Prefectural Government

(2) Contract duration:

From the first day of the contract term through September 30, 2010, provided that the basic development of the system shall be complete no later than March 31, 2010. The period from April 1, 2010 till September 30, 2010 shall be considered as the term for minor adjustment of the system to be made.

(3) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:

General Administrative Affairs Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture
692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City
Tel: 026-235-7167

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 2:00 PM February 18, 2009
Place: Meeting Room #106, Nagano Prefectural Government West Annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM January 28, 2009
Place: General Administrative Affairs Division, General Affairs Department Nagano Prefecture
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

長野県文書管理システム開発業務委託落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県文書管理システム開発業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者の決定方法

(1) 次の事項に該当する入札者のうち、価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」という。）と入札に関する評価点（以下「価格評価点」という。）との合計点が最も高い者を落札者とします。

ア 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術評価の区分ごとの得点がそれぞれの基準点を満たしていること。

ウ 技術提案において、本県が必須とする機能が対応不可となっ

ていないこと。

- (2) 合計点の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点も同点のときは、これらの者にくじを引かせて落札者とします。この場合において、これらの者のうち出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係ない職員に、くじを引かせるものとします。
- (3) 落札者は、地方自治法施行令第167条の2第5項の規定により学識経験者の意見を聽いた上で決定します。

3 技術評価

(1) 審査機関

入札者が提出した提案書の内容についての評価（以下「技術評価」という。）は、文書管理システム開発業務委託技術評価委員会（以下「委員会」という。）が別表「提案書評価表」に基づき行うものとします。

(2) 技術評価の区分等

技術評価の区分並びに区分ごとの配点及び基準点は次のとおりとします。

区分	配点	基準点
システム	50点	20点
アプリケーション共通	180点	72点
運用・保守	120点	8点
システム導入実績	50点	0点
その他	100点	8点

(3) 加重点

評価の客観性を高めるため、技術評価の区分を評価項目に細分化し、評価項目ごとに「加重点」を設定します。

(4) 採点の考え方

ア 評価項目の採点は、次のとおり0～10点の11段階評価とします。

- | | |
|--------------------|-----|
| (7) 非常に優れた提案の場合 | 10点 |
| (4) 優れた提案の場合 | 8点 |
| (1) やや優れた提案の場合 | 6点 |
| (I) 県が想定した水準の提案の場合 | 4点 |
| (オ) 低い水準の提案の場合 | 2点 |
| (カ) 非常に低い水準の提案の場合 | 0点 |

同点の入札者が2者以上あり、提案書の内容の水準に差があるときは、他の入札者との均衡を考慮した上で1点を加点し、又は減点します。この場合において、当該加算後の点数は10点を上限とします。

イ アにかかわらず、評価項目のうち「運用費用」については(7)のとおり、「ASP方式」については(4)のとおりです。

- (7) 点数=100×(1-積算価格(税抜き)÷システム運用費用等の評価基準価格)

(4) 該当の場合は50点、非該当の場合は0点

4 技術評価点

(1) 技術評価点は、次の算式により算出します。

技術評価点=評価項目の得点(評価項目の採点×加重点)の合計

(2) 技術評価の区分ごとの得点は、委員会の各審査委員の評価

の平均とし、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとします。

- (3) 技術評価の区分ごとの得点がそれぞれの基準点に満たない場合は、失格とします。
- (4) 運用費用等がシステム運用費用等の評価基準価格を上回った場合は、失格とします。

5 價格評価点

(1) 價格評価点は、次の算式により算出します。

$$\text{價格評価点} = 500 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

- (2) 價格評価点に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとします。

(別表) 提案書評価表

区分	評価項目	記述すべき内容	加重点
1 システム	基本的な考え方	1 ・全体の枠組み、基本的考え方、アピールポイント等	5
2 アプリケーション共通	パッケージの適用	1 (入札説明会で別途配布する適合表による。)	10
	操作性	2 ・画面の視認性、画面遷移及び操作性 ・システムの使いやすさ	8
3 運用・保守	運用費用	1 —	10
	セキュリティ及び障害対応	2 ・技術的、物理的及び人的セキュリティ対策 ・障害発生時の対策等	2
4 システム導入実績	同種同等の実績	1 ・本システムと同種同等のシステム構築に関する実績	5
	ASP方式	1 ・ASP方式による場合は、その手法、実績等	5
	SLAに関する提案	2 ・開発時及び運用時の対応可能なサービスレベル管理の具体的な提案	2
5 その他	付加提案	3 ・基本計画書及び要求仕様書を踏まえた波及効果的な提案	3

総務事務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県物品管理・公用車予約システム開発委託業務

(2) 役務の特質

仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成22年3月31日までとします。

(4) 納入場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部総務事務課新システム開発係

電話 026 (235) 7167

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成21年1月29日（木）午後5時

郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、1月29日（木）午後5時までの必着とします。

イ 提出場所 長野県総務部総務事務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年1月30日（金）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年1月23日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Development of the goods administration and reservation of official car system for Nagano Prefectural Government

(2) Contract duration:

From the first day of the contract term through March 31, 2010

(3) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
General Administrative Affairs Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture

692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City

Tel: 026-235-7167

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 10:00 AM January 30, 2009

Place: Meeting Room #108, Nagano Prefectural Government West Annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM January 29, 2009

Place: General Administrative Affairs Division, General Affairs Department Nagano Prefecture 380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

総務事務課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画下水道 駒ヶ根市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、駒ヶ根市まちづくり推進部水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マツヤショッピングモール

長野市大字赤沼字聖下2414-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社 アップルパーク

長野市北尾張部710-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

株式会社 マツヤ

長野市北尾張部710-1 ほか

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年8月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,080平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 587台

(2) 駐輪場の収容台数 45台

(3) 荷さばき施設の面積 372平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

73立方メートル

容量の合計は1立方メートル未満切り捨て

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社 マツヤ	午前9時	午後10時
株式会社 カインズ	午前8時	午後9時
株式会社 しまむら	午前10時	午後8時
株式会社 マックハウス	午前9時	午後10時
株式会社 チヨダ	午前9時	午後10時
有限会社 黒岩洋品店	午前9時	午後10時
合資会社 国民堂薬局	午前9時	午後10時
有限会社 日総装建	午前9時	午後10時
他 2テナント	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

18か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前6時から午後6時まで
2	午前4時から午後8時まで
3	24時間

8 届出年月日

平成20年12月5日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成20年12月18日から平成21年4月20日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター

松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 アップルランド

長野県松本市大字今井7155-28

株式会社 イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 イトーヨーカ堂	亀井 淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社 アップルランド	瀧澤 知峰	長野県松本市大字今井7155-28

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 イトーヨーカ堂	亀井淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社 アップルランド	小磯恵司	長野県松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 イトーヨーカ堂	亀井淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社 アップルランド	瀧澤知峰	長野県松本市大字今井7155-28
株式会社 サンジェルマン	印波清	東京都渋谷区道玄坂2-24-1
松竹物産 有限会社	前田幸一	長野県松本市渚1-5-6
有限会社 丸山菓子舗	丸山茂	長野県安曇野市穂高4537
有限会社 フルールあずさ	古幡宣嗣	長野県安曇野市豊科5741-1
エステール 株式会社	丸山朝	東京都新宿区西新宿3-20-2
株式会社 ファイブフォックス	上田稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7
株式会社 ビューカンパニー	松村洋祐	大阪府東大阪市長田東3-118
株式会社 松南	河西英次	長野県松本市大字寿白瀬渕511
株式会社 ジェイティービートラベランド	藤本誠	東京都豊島区南池袋2-43-20
株式会社 やまと	矢嶋孝敏	東京都新宿区新宿3-28-16
佐々木 賢吾	—	長野県安曇野市三郷明盛1744-1
株式会社 タツミヤ	指田努	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社 パレモ	中本敏幸	愛知県稲沢市天地五反田町1
株式会社 ライトオン	藤原正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社 新星堂	宮崎正紀	東京都杉並区上荻1-23-17
株式会社 カルチエ・イケダ	熊沢真	東京都八王子市八日町1-11
株式会社 スタジオアリス	本村昌次	大阪府大阪市北区梅田3-2-14
有限会社 まつばや	関陸夫	長野県上田市中央3-6-3
株式会社 キャンドウ	城戸博司	東京都板橋区板橋3-9-7
ル・プレ 株式会社	塚田弘	長野県埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社 G O Vリティリング	中嶋修一	東京都千代田区九段北1-13-5
マナベ 株式会社	真鍋国雄	東京都千代田区神田鍛冶町3-6

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社 イトーヨーカ堂	亀井淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社 アップルランド	小磯恵司	長野県松本市大字今井7155-28
株式会社 サンジェルマン	印波清	東京都渋谷区道玄坂2-24-1
松竹物産 有限会社	前田幸一	長野県松本市渚1-5-6
有限会社 丸山菓子舗	丸山茂	長野県安曇野市穂高4537
有限会社 フルールあずさ	古幡宣嗣	長野県安曇野市豊科5741-1
エステール 株式会社	丸山朝	東京都新宿区西新宿3-20-2
株式会社 ファイブフォックス	上田稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7
株式会社 松南	河西英次	長野県松本市大字寿白瀬渕511
株式会社 ジェイティービートラベランド	茂原史則	東京都中央区日本橋兜町5-1
株式会社 やまと	矢嶋孝敏	東京都新宿区新宿3-28-16
佐々木 賢吾	—	長野県安曇野市三郷明盛1744-1
株式会社 タツミヤ	指田努	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社 パレモ	中本敏幸	愛知県稲沢市天地五反田町1
株式会社 ライトオン	藤原正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社 新星堂	宮崎正紀	東京都杉並区上荻1-23-17
株式会社 カルチエ・イケダ	熊沢真	東京都八王子市八日町1-11
株式会社 スタジオアリス	本村昌次	大阪府大阪市北区梅田3-2-14
有限会社 まつばや	関陸夫	長野県上田市中央3-6-3
株式会社 キャンドウ	城戸博司	東京都板橋区板橋3-9-7
ル・プレ 株式会社	塚田弘	長野県埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社 G O Vリティリング	中嶋修一	東京都千代田区九段北1-13-5

4 変更した年月日

- (1) 平成20年4月25日
- (2) 株式会社 アップルランド の代表者変更
平成20年4月25日
株式会社 ビューカンパニー の退店
平成20年9月30日
株式会社 ジェイティービートラベランド の代表者の変更及び住所の変更
平成18年12月25日
平成19年7月10日
株式会社 ノセ眼鏡店 の退店
平成20年5月25日

マナベ 株式会社 の退店

平成20年 5月26日

ル・プレ 株式会社 の入店

平成18年11月28日

株式会社 G O V リテイリング の入店

平成20年10月 1日

5 届出年月日

平成20年12月 1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年12月18日から平成21年 4月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井 1 換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区松井 1 換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年12月19日から平成21年 1月26日まで

3 縦覧の場所

佐久穂町役場八千穂庁舎

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井 2 換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区松井 2 換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年12月19日から平成21年 1月26日まで

3 縦覧の場所

佐久穂町役場八千穂庁舎

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井 3 換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区松井 3 換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年12月19日から平成21年 1月26日まで

3 縦覧の場所

佐久穂町役場八千穂庁舎

農地整備課

公告

南佐久郡佐久穂町における県営八千穂地区松井4換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区松井4換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年12月19日から平成21年1月26日まで

3 縦覧の場所

佐久穂町役場八千穂庁舎

農地整備課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

1 日時及び場所

日時 平成21年2月3日（火）

午前9時30分から午後5時15分まで

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 受講手続

(1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

(2) 提出先

住所地を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

(3) 受付期限

平成21年1月23日（金）

(4) 手数料

受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書に貼って、消印しないこと。）納付すること。

4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成20年12月20日に開催を予定していた中野都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

1 (1) 許可番号 平成20年9月17日

長野県佐久地方事務所指令20佐地建第20-10号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字馬瀬口字入向原1848-1、1848-3、

1848-4、1848-7、1849、1850、1851-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市赤羽1-4-18

株式会社健康家族 代表取締役 麻田 正義

2 (1) 許可番号 平成20年11月17日

長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-43号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字矢ヶ崎山1016-556の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区南池袋1-16-15

株式会社プリンスホテル

代表取締役社長 渡辺 幸弘

3 (1) 許可番号 平成20年11月21日

長野県佐久地方事務所指令20佐地建第20-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市中込字馬場口2570-1、2571-1、2574、2575-1、

2575-5、2576

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市常磐城3-4-12

アルファライフ株式会社 代表取締役 池田 成彦

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県諏訪地方事務所長 山本 浩司

- 1 許可番号 平成20年6月17日
長野県諏訪地方事務所指令20諏地建第12-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
岡谷市字長原1603-1、1604-1、1604-2、1604-6、1605、1607、1608、1634、1637-イ、1637-1、1638、1639、1640、1641-1、1646-5、1646-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡谷市堀ノ内1-2-13
株式会社高林製作所 代表取締役 高林 和弘

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

- 1 許可番号 平成20年6月27日
長野県上伊那地方事務所指令20上伊地建第12-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市中の原8228-170、8228-171
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区東新橋1-9-3
日本通運株式会社 代表取締役 川合 正矩

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎 弘

- 1 許可番号 平成20年8月29日
長野県下伊那地方事務所指令20下伊地建第17-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市松尾寺所7311-2、7312、7329、7330、7331、7332
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市篠ノ井御弊川668
生活協同組合コープながの 理事長 古田 好男

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 許可番号 平成20年5月13日
長野県指令19建第25-22号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1765-132
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市旭2-11-2 船迫 悟

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県北安曇地方事務所長 畑中 和良

- 1 許可番号 平成20年7月25日
長野県北安曇地方事務所指令20北安地商第24-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大町市大町2889-3、2897-7、2898-1、2898-2、2899、2900-4、2923-2、2925-1、2926、2927-1、2933-3、8733-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
諏訪郡下諏訪町6082-1
株式会社井口 代表取締役 井口恒雄

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成20年12月18日

長野県長野地方事務所長 虚好人

- 1 許可番号 平成20年8月21日
長野県長野地方事務所指令20長地建第3-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字須坂字八木沢941-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯山市南町13-3
株式会社モリキ 代表取締役 森高明

建築指導課